

## フレッツ・スポット（2週間限定メニュー）利用規約

### 第1章 総則及び共通事項

(利用規約の適用)

第1条 当社は、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款（以下、「約款」といいます。）及びこの「フレッツ・スポット（2週間限定メニュー）利用規約」（以下、「規約」といいます。）に基づき、「フレッツ・スポット（2週間限定メニュー）」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

(構成)

第2条 第1条に定める約款は、規約の一部を構成するものとし、規約に定める事項以外については、約款の定めが適用されるものとします。

2 規約に定める条件と約款の定めが相違又は矛盾する場合は、規約の定めが優先して適用されるものとします。

(契約の成立)

第3条 当社が指定する方法にて契約者が申し込みを行ない、当社がその申し込みを了承したことをもって、当社は規約の成立とみなします。

(別段の合意)

第4条 規約に規定する料金その他の提供条件は、約款第1条ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

(利用規約の変更)

第5条 当社は、規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第6条 規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

### 第2章 提供条件

(本サービスの提供)

第7条 本サービスは、約款に規定するメニュー1、メニュー4又はメニュー5（メニュー5-3のものを除きます。）の契約者回線等に係るIP通信網契約者から本サービスの請求があったときには、約款の料金表第1表第1類第1の2料金額の2-9付加機能利用料に規定する無線アクセス機能（フレッツ・スポット）（以下、「通常メニュー」といいます。）に替えて、次の機能（以下、「この付加機能」といいます。）を提供します。

区 分		単 位	料 金 額
無線アクセス機能 (フレッツ・スポット (2週間限定メニュー))	約款に規定するメニュー1、メニュー4又はメニュー5 (メニュー5-3のものを除きます。)の契約者回線等に 係るIP通信網契約者について、そのIP通信網契約者 が指定する1の移動無線装置から無線基地局設備を経由 してIP通信網サービスを利用することを可能とする機 能	100の期限付き特定電 気通信サービス用認 証IDの発行ごとに	25,000円 (税抜価格)
		1,000の期限付き特定 電気通信サービス用 認証IDの発行ごと に	230,000円 (税抜価格)
		10,000の期限付き特 定電気通信サービス 用認証IDの発行ご とに	2,000,000円 (税抜価格)
備考	<p>1 この付加機能には、通常メニューの定めを準用します。</p> <p>2 期限付き特定電気通信サービス用認証IDのみ利用する場合、通常メニューの基本額は適用しません。</p> <p>3 この付加機能の適用にあたって発行する期限付き特定電気通信サービス用認証ID（約款により当社が別に定める特定事業者の特定電気通信サービスを利用する際に認証を受けるための識別符号をいいます。）は、通常メニューで付与する特定電気通信サービス用認証IDとは別とし、通常メニューの加算額の適用及び上限に対して、この付加機能の期限付き特定電気通信サービス用認証IDは含めません。</p> <p>4 この付加機能の適用にあたって発行する期限付き特定電気通信サービス用認証IDの料金については、約款附則記載のすべての利用料金に係る規定について、そのいずれも適用しないものとします。</p> <p>5 この付加機能に加え通常メニューを利用する場合、約款に準じて料金額（月額）を適用するほか、期限付き特定電気通信サービス用認証IDの発行に係る料金額（月額ではない）を発行ごとに適用します。</p> <p>6 この付加機能に加え通常メニューを利用する場合、第8条の定めにより本サービスの契約期間が終了した場合においても、通常メニューの契約はIP通信網契約者からの契約解除の請求がない限り、継続します。</p> <p>7 期限付き特定電気通信サービス用認証IDは、当社が発行した日から起算して2年間を経過した後の最初の3月31日までの間で、連続する14日間だけ認証を受けられます。</p> <p>8 IP通信網契約者は、この付加機能により発行された期限付き特定電気通信サービス用認証IDを用いて事業を営む、あるいは配布することができます。</p> <p>9 当社は、約款の第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については責任を負いません。</p>		

(契約期間)

第8条 本サービスの契約期間は、当社が期限付き特定電気通信用認証IDを最後に発行した日から起算して、2年間を経過した後の最初の3月31日までとします。

2 前項で規定する期間において、約款に規定する契約者回線等に係るIP通信網契約を解除した場合、通常メニューはご利用いただけません。ただし、期限付き特定電気通信用認証IDのご利用に限り、規約をもって継続して提供するものとします。規約に定めのない事項については約款を準用します。

3 前項の場合において、本サービスの契約者は、期限付き特定電気通信用認証IDの追加の発行の請求に加え、前項を根拠としての、約款に規定するIP通信網サービスの提供又は変更等の請求を行えません。

(工事費の額)

第9条 本サービスに関わる工事費の額は、次を適用します。

区 分	適 用
期限付きの特定電気通信用認証IDの付与	工事は発生しません
移動無線装置の登録及び通常メニューに係る工事	約款に準じるものとします

(利用料の返還)

第10条 本サービスの利用料は、当社に帰する責任を除き、第8条で規定する契約期間のうちに本サービスの契約を解除した場合においても、返還しません。